経常収支	78,934	166,593	−87,659
(対前年度比)	(−52.6)	(2.0)	
投資収支	75,819	−92,416	168,235
直接投資	−102,997	−52,140	−50,858
証券投資	57,207	−71,170	128,377
(証券貸借取引を除く)	(54,780)	(−79,656)	(134,436)
金融派生商品	14,045	6,701	7,345
その他投資	107,564	24,193	83,371
(証券貸借取引を除く)	(109,947)	(32,646)	(77,301)
その他資本収支	2,468	−4,804	7,272
資本収支	78,287	−97,220	175,507
外貨準備増(−)減	−114,939	−52,035	−62,904
誤差脱漏	−42,282	−17,337	−24,945

（備考）　①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　資本収支及び外貨準備増減の（−）は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。

公　告

諸　事　項

工場財団

横浜市鶴見区大黒町12番地69**大東タンクターミナル株式会社**の工場財団に山口県下関市大字六連島251番地２大東タンクターミナル株式会社六連油槽所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年５月25日

山口地方法務局下関支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成24年５月16日から２年間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成24年５月25日

山口地方法務局長　多田　　衛

記

氏名　阿川　眞悟
所属する司法書士会　山口県司法書士会
登録番号　山口第455号
事務所の所在地　山口県宇部市寿町一丁目３番26号
違反行為　職責、品位保持違反等

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成24年５月16日から１年間の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成24年５月25日

山口地方法務局長　多田　　衛

記

氏名　鶴巻　栄一
所属する土地家屋調査士会　山口県土地家屋調査士会
登録番号　第586号
事務所の所在地　山口県宇部市寿町一丁目３番26号
違反行為　職責、品位保持違反等

佐賀東部土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の３の規定に基づき、佐賀県及び福岡県の区域の一部を地区とし、佐賀県神埼市に事務所を有する佐賀東部土地改良区から申請のあった定款変更は、平成24年５月９日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成24年５月25日

九州農政局長　吉村　　馨

登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の３において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条において準用する同令第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年５月25日

東北経済産業局長　山田　尚義

名称	株式会社北都カードサービス
本店の所在地	秋田市中通三丁目１番34号
登録番号	東北（包）第21号
営業廃止年月日	平成24年４月１日

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年５月25日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成24年３月１日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　コスモエンジニアリング株式会社　坂田　康夫　東京都品川区東品川２―５―８　国土交通大臣許可（特―19）第1093号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年３月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年５月25日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成24年３月７日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社小島組　岡見　　健　神奈川県厚木市栄町１―２―２　国土交通大臣許可（特―22）第16437号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年３月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年５月25日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成24年３月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三浦建設株式会社　三浦　雅裕　東京都葛飾区亀有１―６―21　国土交通大臣許可（般・特―22）第7907号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年３月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。